



## 保険証の更新お忘れなく！

# 国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は7月31日(水)をもって有効期限が切れるため、被保険者証の交付(更新)を地区公民館などで実施します。必ず更新されますようお願いいたします。

国民健康保険被保険者証更新日程 ☆持参するもの ①印鑑 ②国民健康保険被保険者証(世帯全員分)

	期 日	地 区	会 場	時 間
竜北地区	7月10日(水)	本 山・中大野	中大野公民館	9時～10時
		迫	迫公民館	10時30分～11時30分
		笹 尾・上高塚	ウォーキングセンター	13時30分～14時30分
		吉 本・下高塚	吉本公民館	15時～16時
	7月11日(木)	高野道・北野津	野津交流館	9時～10時
		西野津・北 川	野津交流館	10時30分～11時30分
		河 原・法道寺	法道寺公民館	13時30分～14時30分
		新 田	下新田公民館	15時～16時
	7月12日(金)	沖 塘・若 洲	沖塘公民館	9時～10時
		西網道	西網道公民館	10時30分～11時30分
		中網道	中網道公民館	13時30分～14時30分
		北鹿野	竜北歴史資料館	15時～16時
7月16日(火)	東網道	東網道公民館	9時～10時	
	島 地・上鹿島	鹿島公民館	10時30分～11時30分	
	下鹿島・鹿島仮設団地	農産加工研修センター	13時30分～14時30分	
	南鹿野	南鹿野公民館	15時～16時	
7月17日(水)	柳の江・立 石・島地仮設団地	氷川町役場町民課	9時～11時30分	
	反 圃	反圃公民館	13時30分～14時30分	
宮原地区	7月18日(木)	新 村	新村公民館	9時～10時
		下 宮	下宮公民館	10時30分～11時30分
		立 神	立神公民館	13時30分～14時30分
		川 上	川上公民館	15時～16時
	7月19日(金)	東上宮	宮原振興局	9時～10時
		町	宮原振興局	10時30分～11時30分
		西上宮	氷川町公民館	13時30分～14時30分
	7月22日(月)	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	9時～10時
		今	今公民館	10時30分～11時30分
		早 尾	早尾公民館	13時30分～14時30分
	7月23日(火)	栢	栢公民館	9時～10時
		原 田	原田公民館	10時30分～11時30分
有 佐		有佐公民館	13時30分～14時30分	
宮 園		宮園公民館	15時～16時	

更新指定日に更新できない場合は、7月10日(水)から次の場所で交付します。

- 【竜北地区】 町民課 国保年金係
- 【宮原地区】 宮原振興局 地域振興課  
総合窓口係

「国民健康保険限度額認定・標準負担額減額認定証」をお持ちの人へ

認定証を8月以降も引き続き使用される場合は新たに申請が必要ですので、町民課または宮原振興局 地域振興課で申請をお願いします。

なお、認定証の申請は保険証更新会場ではできませんのでご了承ください。

お問い合わせ先 町民課 国保年金係 ☎52-5851 / 宮原振興局 地域振興課 総合窓口係 ☎62-2311

# 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新について

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」

下表の所得区分で現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人で多額の医療費がかかる場合、事前に申請をし「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を病院の窓口で提示すると、医療費負担の月額が決められた限度額までとなります。

### 認定証は更新が必要です

現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証（黄色）・限度額適用認定証（桃色）は7月31日（水）で有効期限が切れます。所得区分が引き続き該当する人については、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（オレンジ色）・限度額適用認定証（桃色）を7月中に郵送します。

### 新しく申請される人は

「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちでない人は、町民課国保年金係または宮原振興局地域振興課で申請をお願いします。

所得区分	入院時の自己負担限度額（月額）	外来時の自己負担限度額（月額）	入院時の食事代（1食当たり）
現役並み所得者※①			460円
Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 多数該当 140,100円 (※⑤)		
Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 多数該当 93,000円 (※⑤)		
Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 多数該当 44,400円 (※⑤)		
一般所得者 (※②)	57,600円 多数該当44,400円 (※⑤)	18,000円 (年間144,000円) (※⑦)	
低所得者Ⅱ (※③)	24,600円	8,000円	過去12か月で90日までの入院 210円 過去12か月で91日目からの入院 160円 (※⑥)
低所得者Ⅰ (※④)	15,000円	8,000円	100円

- ※① 145万円以上の課税所得がある後期高齢者医療被保険者がいる世帯内の被保険者全員
- ※② 現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人
- ※③ 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
- ※④ 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円となる人（年金収入のみの場合は80万円以下の人）
- ※⑤ 過去12か月以内に外来と入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は多数該当となり上限額が下がります。
- ※⑥ 入院期間が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。
- ※⑦ 8月1日から翌年7月31日までの期間の合計額に対する自己負担限度額

## 後期高齢者医療被保険者証（保険証）更新のお知らせ

現在お持ちの保険証（黄色）の有効期限は7月31日（水）までです。新しい保険証は7月中に簡易書留で郵送しますので、8月1日からは新しい保険証（オレンジ色）をお使いください。なお、現在お持ちの保険証は、8月1日以降に町民課国保年金係または宮原振興局地域振興課にお返しいただくか、各自で破棄してください。

### 一部負担金の割合

一部負担金の割合（病院などでの窓口負担）は右のとおりです。平成31年度の町民税の課税所得を基に判定しています。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者	<b>3割</b>
上記条件に該当しない世帯の被保険者	<b>1割</b>



お問い合わせ先

町民課 国保年金係

☎52-5851